

第4次潟上市行政改革大綱及び実施計画（案）【概要版】

1. 計画策定の趣旨

潟上市では、健全な行政運営を推進していくため、平成18年3月に第1次行政改革大綱を策定し、これまで3期にわたり、潟上市総合計画をはじめとする各種計画との整合性を図りながら行政改革に取り組んできました。

平成28年3月に策定した第3次行政改革大綱では、審議会等への市民参画の推進とパブリック・コメントの実施により、潟上市自治基本条例の理念に基づいた行政と市民の「参画」と「協働」のまちづくりの実現を目指してまいりました。さらには、事務事業の見直し等による効率的な行政運営を図り、健全な自治体経営の推進のため積極的に自主財源の確保に努めるとともに、歳出の抑制に取り組んでまいりました。

しかしながら、人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化に伴い市民サービスは複雑化・多様化しており、財政面においても地方交付税の減少や社会保障費の増加、公共施設や都市インフラの老朽化による維持管理費の増加などが今後も見込まれることから、より一層簡素で効率的な行政運営を行う必要があります。

これまでの取組のうち、必要な項目については引き継ぎつつ、限られた行政資源を効率的に活用し、将来にわたり持続可能な自治体運営を目指して行政改革に取り組むため、第4次行政改革大綱を策定するものです。

2. 計画の方向性

人口減少に伴う税収の減少や社会保障費の増加など、今後も厳しい財政状況が続くことが懸念されるため、積極的に自主財源の確保を図りつつ、全庁的に歳出の縮減に取り組めます。

また、ICTなどの活用により事務の効率化と経費削減に努め、各種業務や施設管理等における民間との連携について検討します。

さらに、潟上市自治基本条例に基づく市民参画と協働によるまちづくりを推進するとともに、複雑化・多様化する市民ニーズや様々な行政課題に対して柔軟に対応できる人材の育成と組織の編成に努めます。

3. 計画の位置づけ

○第2次潟上市総合計画に掲げる目標を実現するために、本市の行政改革を推進する個別計画として位置づけるとともに、推進にあたっては、市が策定する各種計画と整合性を図ります。

○潟上市自治基本条例を尊重しながら、自治体としての経営感覚をもち、効率的・効果的な行政運営に努めます。

○基本的な方針を示す「行政改革大綱」と、具体的な計画を掲げる「実施計画(集中改革プラン)」で構成します。



4. 計画の期間

本大綱の実施期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。
また、実施計画はローリング方式とし、年度毎に適宜見直しを行うこととします。

5. 推進体制

第4次行政改革大綱及び実施計画(集中改革プラン)を着実に実行するため、「行政改革推進本部(本部長:市長)」を中心とする推進体制を維持し、職員一人ひとりが目的や方向性を共有することで、組織全体が一体となった行政改革への取組を推進します。

また、市民の声を反映できるように、「行政改革推進委員会」の意見を十分尊重し、理解と協力を得ながら行政改革を推進します。

6. 実施計画の体系

【重点事項】

- ▼積極的な自主財源の確保を図りつつ、限られた行政資源を有効活用して歳出の抑制に努める。
- ▼ICTを活用して事務の効率化と経費削減に努め、市民の利便性向上と行政サービスの向上を図る。
- ▼積極的な情報提供と行政情報の共有化に努め、市民、地域コミュニティ、NPO、各種団体等の多様な主体の「参画」と「協働」によるまちづくりを推進する。
- ▼行政を取り巻く環境の変化に柔軟に対応できるよう、効率的な組織運営とし、職員の意欲・能力向上につながる人材育成に努める。

